平家物語 九

1760
7

宮城縣圖書

平家物語巻第九

治承四年六月二日よりこのよ太政入道ひ
しころかよひ給ひける姫く原へ行幸
ありけり都うつりとそ申宮御中宮
一院新院摂政殿をはし先年とも
御殿上人みなまいり給へり今日と雪
えけるをふるまに引あをられけ面
あひて結年の人くしたしとあらそ

めされけり
神武天皇ハ天神七代地神五代十二代
の御出陣をうけて人代百王乃ちし
先の御門あくおりしまし志りかのと
此出りのこしひらかのくに交前部に
て皇王此ならそを御父給ひ五十九年
とゆしつらのとのひ御しのこし十
月東征志くいらにあし原此中津くに

ゆとゆ海りつゝや海との國獻得ことをん
して帝都をそそて橋原乃地をきり
ならひて宮室を御ひ給ひ貢しを
いら橋原の交とゆ志しよりこのこと
代くてハ皇此御時都をうるゝ事三
十度ゆあまり四十とふにたまへり神武
天皇より京行天皇まで十二代ハや
海との國ゆ取くに交御ひり志くく

うけりおりしましこつ
成務天皇元年大和國よりあふこ乃
國志の此郡に郡をうつし給ふ
仲哀天皇二年九月長門國にうつりて
小こゝろの郡におりしまゝす　仁德天
皇元年に此の人ふなふこゝに郡を
こゝて高津宮にしみ給ふ
履中天皇二年大和國に海く十市郡

に郡を立反正天皇元年や海にこの
人によりかもられ人にうけり紫籬の
交におりしまゝ御
允恭天皇四十二年にかもらの人より
又や海との人にて遠明日香乃交を
此人御
安康天皇三年大和國泊瀬朝倉に
交を定給神天皇五年山城國にき

ようつされて十二年おかし或そのち
し國ゝ出み給ふ
宣化天皇元年ゝ出ゝ給ふ
へ御て檜曲の廬入野ゝ交居し給ふ
欽明天皇より皇極天皇まで七代
を太和國郡ゝにおかしまして他国へ
ハうけり行なす　孝徳天皇大化元年
法の宗ならゝゝうつされて豊濤ゝ交

をゝ御り
齋明天皇（女帝）二年ゝ出ゝ給ふ
てあすり乃思本の交ゝおかしまし
天智天皇元年ゝ出ゝ給ふ
うつりて大津の交ゝ出ゝ給ふ　天武天皇元
年ゝ太和ゝ御へ御ゝ思りしの南宮ゝ
出み給ふことをあしり乃清見原の宮と
申　持統天皇より光仁天皇まで九代

れなをや海との國ならの京よりおいしま
しか　桓武天皇御宇延暦三年の十
月よやましろの国なる罷よう御り給ひ
て十年ハ此京に海しくし程に同十二
年の正月に大納言藤原小黒丸參議兄
大弁右衛門義大領都賢孫等を御し
て當國内葛野郡宇太村をもんせられ
小西人とりに小戸ていらく此地を見れ龍

右白虎前朱雀後玄武四神相應地やと申
られを愛宗郡よりおいしまの賀茂大
明神に御きかされて同十三年長罷
京より此屋いあん志やうへうつり給ひし
より郡を他所へうつされを帝皇ハ世二
代星霜を四百余歳なり昔より右御く
の郡ありけれども此京にてめくこれ所
なし小さくいて志て末代まで二人京を

他國へうつされぬ事あるへ夷とて大臣公
以諸道のもうせさい人さらをあしあつめて
せんきあて長久なるへき横とて法らに
て八尺の人形を法りてかけちをき
せけて弓矢をもたせて三やうをまも
也東山のうちにあるにむまて立てか
里うけたり将軍法のとていまにあ
利天下を事いてきひやうかんをこらん

とてはかなる事法當志しめんとて此の
かなりうくとしかしたの天
皇とは平家のとんそあておりしま
すせんそれは門これ程に志しあ得し
めしたる報をせの御忠をうなく
さしたるせらの成意所く他所へうつる
ゆえなし此京をハ字よハ平安城にい
ぬ平やすしとかけるありかたくのこ

角にてよふさうるされた勘文をめされ
けるに中に陰陽博士安倍季弘に勘状云
本脩所差大將軍王相有端遠近同可忌
避諸事然而至于遷都者先例有避之
歟　桓武天皇延暦十三年十月廿一日長
恩京より遷都於葛野京今年為冬分
當王相方已有被避之是依舊有論方忌
次大將軍之禁忌猶有及王相方就延暦

之往例被遷都雖為大將軍之方何可
有其憚哉といふ事を以てある人中為
為は延暦乃遷都有御所之事ないあり
といふ事なり是舊都をすてられん所
をいくに方が見のきんまあるべしすと
をいつりなふさ為にも御方にもかへ無お
無へりけるものをと人ならひるを通し
ける新都へ往年の人の中に舊都を

たしらよ云つ事らる
[illegible]
[illegible]
六月九日姫く原は新都の事なし先と
そ学えし福原とは不可也小所祢以
とされいと田ひろ田にしの文子代丹
かたしぬこともいはしく先の松原みを
の松雲村にさし出布立きの勝南を

のそ先ハ海海んくるあらら島山ま
みこのおよさいきる船忘んかれ行ふ
もあられにしもあらば眺望なり上郷を
た大将實定宰相ゆは右中将通親
奉行にハ頭左中弁経房花人左少弁行
隆とそ学えしかたらのかん光行丈天
を反てけるの松原西整ま文城の池を
さて先られけるに一條より丈条まで

寺別當ともあらんられ給ひて　撿非違使
法文てあく僧をめされ給院宣云蘭城
寺悪僧等遠肖朝家忽企謀叛仍門徒
僧綱以下皆悉停止公請解却見任并綱
徳並又末寺庄蘭及彼寺僧等私領御諸國
宰吏早令収公但於有限寺用者為国司之
沙汰付寺家取司但其用途莫令退轉恒例
佛事無品圓恵法親王宜令停止取帯天王

寺撿挍職ともそかくれたりけるを上綱如八
僧正房覚　權僧正覚智　法印權大僧都定慧
能慶　實慶　行乗　權少僧都　真圓　豪禅
並智　良智　顕舜　慶智　權律師　道顕
覚増　勝成　行智　行舜（以上十七人）　見但解却
法印公經　行曉　慶實　法眼　真勝
道澄　道後　弁宏　實印　倫圓　源献
観忠　法橋良後　忠祐　良覚　前大僧正覚

讀　前權僧正公顯　前權少僧都道經（以上廿人）
准止　次二會講師　因金障献　證兼　公瀧（以上四人令停止）
公請　殊僧綱十三人公請をやめられ宿を免
さる可頃を没官さるゝ同使廳使を付て
水火乃せめに及て悪僧をわさぬ
房覚一乗院僧正をして花驒判皮京高胡信
りを給ふ事實蒙常陸法印をハかつされ
たりしかん忠綱胡信うけたまハる行乗

中納言法印をハ博士判皮章貞承ハる
能蒙真如院法印をハ和泉判皮仲頼う
ゆるさ内ハる真圓亮僧都をハ源太史判皮
季貞承ハる覚智義濃僧正をハ攝津判
皮威澄うを給ハる勝慶花人法橋をハ
祇園博士大史判皮基廣承ハる公顯宰
相僧正をハ出羽判皮光長うけたまハる
覚讀僧正をハ兵藤判皮支實うを給ハる

乘智明王院僧都をハ　新志明基那なる
實印右大臣法眼をハ　但蔚生經廣那なる
觀忠仲納言法眼　行曉大藏法印をハ紀蔚を
兼康那なる　去五月ハ高倉文ふちしを
し事ゆへて三升寺せゆらゆ屋しにて
さゝありけれハ大宮發て大津の南山の
浦よかひ寺をて紀矢ゆらかさて山ゆく
屋きよしをけかしを十一月十七日頭中

將重衡朝臣を大ゆうくんゆく一千余
騎の軍ひやうを拵けさて三升寺へそ
いり向を宮法ふせきさしふともなく
事ハあるへき三百余人うれよりの
下の大宮おしくをしてたらよりり重衡朝
臣寺仲ゆうら入て次第ようれを燒そ
ら梅南山の中三院内燒下の堂舍塔廟
神社佛閣本覺院鷄足坊常喜

院真如院桂薗院尊皇院王堂普賢
堂青龍院大寶院今熊野寶殿同拜
殿等護法善神社檀教詩和尚本坊同沙
舉彰像同本尊寺鐘樓七宇二階大門右金剛力士八間四面
大講堂三重寶塔一基阿弥陀堂同寶殿
山王寶殿四足一宇四面廻廊五輪院十二
間大坊三院各別灌頂堂各一宇組金堂斗八
燒きりけり其の外此僧坊六百宇大津

此在家千五百余家地を拂早
佛像二千余神顕密南宗章疏大師の
もうし給へ家唐本一切經五千余巻忽
に灰燼と成好又燒死を得不及雜人既に
千余人とそ申えし凡顕密須臾に
滅亡し御薑更に記も明し三密道
場をなけれは振鈴の聲も聞えを
一花を佛前になけれは所々此事も殺

小なり宿老有智の大徳も訪学す
おこなり更法相兼を經数まられ
なり此等とまハ是ハ近江大領私乃
ちなりしを天智天皇ゆきこんなり
しより以来御願寺と所る本佛と
ゆを彼御門の此本尊なりしを
生身の弥勒如来と雪始ひし数
詩和尚百六十二年訪て我のち智

證大師ゆゑくし始ひなり以前
弥勒とそ雪えし都史多天上摩尼
寶殿よりあまくなり降してゐる
なる龍花下生の期を詩始ふと雪
ゆるまこハいなりなりぬるやうん當
時の恵命をすくまはきこそぬるま
やとそ見えし天智天武持統三代
御門の此鵜菁湯の事を汲なり以来

成に沙井寺と名付たり又ハ此河を繕
法灌頂の霊地にして井花の水を心
事ニ云ふんの胡を繕成に二井寺少之
を中なりかゝるやむことなき所聖地と
もいふす弓矢を入函徒乱入ニて塵灰
と成されなる事こそかなしけれ
廿一日園城寺圓恵法親王天王寺別當
そもそもなる礼給ふ故文とりハ好白河院

沙子なり　院宣云　園城寺悪僧奉遠
背胡家企謀叛仍門徒僧綱以下皆悉
停止公請兼又末寺庄園及彼寺僧等
私領御諸國宰吏可令仅公但有限寺
用者為國司沙汰付寺家取司但其用
途勿令退轉恒例佛事無品圓恵法親
王宜令停止天王寺撿挍職とそかれ
しりこまなり新知をますくらん志やう

いさゝか所る事まゝそ此内を出みうれ
かゝる所んとなる下よかゝるなほすま
いまそそ作なるあるは小太進の高う
つまゝまゝりて七日出より我方のあ
ほとひゝる事をそいはり中なる七日よ
ゆんしなるあるゝ下向せんとそのは夜
まいり聞くしの十二のせいゝんの仲よ
衆病悉除のたのもしき事を思ひし

南無聞しあられ給へ世仲よ往ひゝるもあるし病を
と讀てまいら物下向し十二日と申志よ
やゝこれなん挟廣清よくそく志く
まゝけゝりしゝなり此子二と申ける
よ父母とのふ面をりてまゝそうあそひ
なる此子をしかひさよりありひろ志んを
ゝひありきなり此を九月仲旬のゝろ
南面の内にきよ異頭をひゝる其穢

国当井の文とは金剛界なといしやく
なりいつて鴻よ宮人の文とは当井の
文字や当井の宮よ不来れ侍ずとそ
やはいはく鳥これなり服舎寄記のと
いしやくありけれてましやせに給神よ
ありし給ひけるいことなりせん
せられけるかとこれ大明神の頼朝のは
は我よ給て孫まて御代のまさらんと

給られけるこそ婦しきけれ此は藤原
氏は代をとらん事はあるへきならん
とそ給られけるこそは頼朝世をとりて
同本将軍とはされ給ひ一天四海をとりし
ありけるにきりて代をたもち行頼家
實朝頼朝まん訴を法二代将軍乃
は義時代をとりてありけるか天子まん
おそれをなりいさ家よ子細をとりて

車門納言なりしが将軍とて関東
よくさし給ひしが時にこそ書待う
見えりし爰に酒ことに酌りけると方人
かんしゆりけり
治兼四年九月二日大もれこそかゝ親東
国よりもや馬をゐて新都につき大政
入道殿よりけるに伊豆国流人前太云博
依頼朝一院の院宣高倉交合ありと

ゆてい法の国の住人小條四郎将政とさ
きうしてこちまゐ他にむかんとそこそ
去八月十七日の夜同国住人和泉判官
兼隆の屋牧のこちへおしよせてかけたか
とうちたらに火かけて焼きしひ此同女
日小條四郎将政か一類をせつし相模
のとらへうち越て小さいほうちやとうさらら
与力三百余騎のつはものとひ来

ゐて石をし出いふ前よりてこともりて
維を同國住人大庭三ろかけ親むさし
相模に平家にしたがひ思まいらすなり
さんとのをまねきて三千余騎にて同廿
三日石橋へよせて世ゐんにしるハ岩清佐
兵勢なるまゝて發くまうらせ雖されて
楣山といふ所にひ或ことる同廿四日相
模國ゆひの小清かと云所にて畠山庄司

重能か子庄司次ろ志をして五百余騎に
て岩清佐の方人三浦大介義明か子とも
三百余騎と合戰志て畠山庄司次ろか
け發されてむさし此國へ引志りけて
同廿六日にむさしの國住人資本を
長河越小太ろ志けより志を大得りして
憲志ハ口もよハかりこ山ろ山丹憲よ
こ山藤憲兒玉憲野ゐ綴喜憲等

三浦の人とりと合戦しけるハ文庫同志
けよしおら山田別當有重等平家
よつ父て在京れ百姓のかゝへを法ん
かゝ女ゆへ之とそ安元し古政入道のたい
けるハ昔よし少しもりハのふよりまかたられ
て朝てきと成くついたゝせられしら
ハ我の志をん一人と生られましかりしを
よりとりをハ池大納言よりもりかゝ子と

中ゆるし志るハ死罪をのれて當さいは
なし小身命をまたられたる恩を忘て
あらまゝ此ハ國家をみたる我子孫に
むかひ弓をひきて矢をもはしたん事
紅袖もいたゝ御ゆるされあるへき天の
をゆへて今かゝたんしるよりそもなる
あやしの鳥等にものもおんそくをハ
報しるとこそ安されハ我子孫にむかひ

て頼朝七代ゆそにいたて弓を引屋貴
とくり返し志り給ひける時の女人たち
内々申されけるに入道のたまふにそのい
られなれはあらず御祝ばんをすれ滅
をもむしろの男や志んをさしもたるみし
者もおほくありき
自身盤余老御宇御ほ法らのとのひつ
し長紀伊國名草郡高尾村蜘蛛

あり男みしく年足なくしてこれ力人
ましたり皇紀にしたりハさりけれハ
宮軍葛此あみを結てつれにおほひ
しろしをれより以来野心をしたを
えんて朝家をもむしおし者おほしを
なりけり
大山皇子　大石山丸　大津真鳥　守屋大臣
蘇我入麻　山田石川　右大臣豊成　左大臣長屋

右宰少貳廣継　恵发捍勝　村上重治　氷上川継
早良右子　伊豫親王　藤仲成　橘逸勢
文屋宮田　武苑権守　平将門　伊与守藤
原純友　安部頼長　子息厨河次郎右史貞任
同弟鳥海三郎宗任　對馬守源義親　悪左衛
悪右衛門督　小いたるまて　悪く　其余人な
ほされとも一人として我くらいを小さけ
たるものなし皆かしへを山里門よりを

られかたしを山登よさしし或なんたん得
見てきとうい世い志り志ん難かりらい
ちくさい国あいたるまて我朝をそむく
事なし此世よこそ王威を無下よ加給
られ上たるハ世んしとはて為れハかれ
たる第不しあらまた他よひこ人天をかけ
面為山よりむ為こものまたし志こ
ひけりちかこの此事そかし延喜御時

すおほしてゐんこゝへ海みちは大河は
そしあり坂をしをかゝふけてあほら
みなしてゐり忘んこむこれを忘れ
しをもたるはするゆゑたちはゐりさ
也とも河のそこへも入れ平地をあゆむ
こゝくみしてむかひの地にあるてあるは
ゐり見也ハ手方の龜出来てかゝをな
らへてそわたしたりゐるこれ又姉しきの

事なりゐんこゝへ海これを父母親類兄
弟等来あつまり悦あつり忘んこん志
ゐるはとりこゝ先られてかゝしりて
事をかたりていうもゆるされましうり
つるを志るゝ此事ありてゆるされたり
と母はかたりゐれを母悦てありこゝ
き事みこそいうましてゐかしら志ろ記
爲をあハ礼まむと思ゐれとも行ゐむ

三十六丈に御座りより八丈の幡桙を
毎て大床の下に六丈のことをな
らへそうなるに詞も及ぶすもんぞ
きゝかゝへなこあ御らぬきて姫御うに
をしてせたりぞんの国のさし御余くの
券賛おひ見して当いかそ見らたりける
坂箱の中にせんひの御るきて一天八寸
の鈿をかゝせり屋をうたことをうちて

けりそに券国のさういへ入くに王家
へ望られ是ぞんの左子丹にそゆるされ御る
悦にぞんの余の事一のてう敵ぞん忍
きゝひをうしひ反て當国へ御いる
なれ事と学えられいさしきをうちて
これをうなぞんの余の余のひやう内裏
の四方のちんをしめたり当いか姫やう
二人の御下かん御うこの御房敵へま

れものくるしきものまでありなれいね
の御取れれ法不のうえしたまん入て此外の
大吉祥をもてみちてくらんしんちやうを
よむ状云

勸進僧文覚敬白

請蒙殊貴賤道俗助成高雄山靈地建立
一院令勤修二世安樂大利子細狀
夫真如廣大雖絶生佛之假名法性隨意之
雲厚覆自肇十二因縁之峯以降本有心蓮
之月光幽而未顯三德四曼之大虚悲哉佛
日早沒生死流轉之衢冥々只躭色躭酒誰
謝狂性跳猿之速徒謗人謗法宣究淡莊獄
率之責平愛文覚偶拂俗塵雖餝法衣惡業
於意逞与造于日夜善苗又再逢廢于朝暮
哉再歸三途之大坑永廻四生之苦輪所以
牟尼之憲法千万軸々明佛種之因隨縁至

誠之法一而無不至菩提之彼岸故文覚無
常之觀門唐淩催上下親類之結縁上品蓮
臺運心立妙覚王之靈場也柳高雄者山堆
而顕鷲峯山之梢谷禪而敷商山洞之苔巖
泉咽曳布嶺猿叫遊枝人里遠而無囂塵恐
尺好而有信心地形勝尤可崇佛天奉加嶽
誰不助成平風閑聚沙為佛塔之功德忽感
佛因何況於一紙半殘之寶賊平願建立成

就而禁闕鳳歴御願因滿乃至都鄙遠迫親
疎里民歌堯舜無為之化閑椿葉再會之咲
況聖靈幽儀前後大小速遊一佛菩提之臺
必翫三身滿德之月仍勸進修行之趣蓋
以如斯

治承三年三月日　文覚敬白

[illegible]
[illegible]